



国際裁判における理由附記義務

玉田, 大

(Citation)

神戸法學雑誌, 61(1/2):1-39

(Issue Date)

2011-09

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81004340>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81004340>



神戸法学雑誌第六十一巻第一・二号二〇一一年九月

国際裁判における理由附記義務

玉 田 大

目次

はじめに	2
I. 判決理由と司法性	5
1. 判決理由の欠如	5
2. 理由附記義務の形成	9
3. 司法性の根拠	17
II. 理由欠如と判決無効	23
1. 無効原因	23
2. 理由欠陥	26
3. 無効確認	32
おわりに	37

はじめに

裁判の権威は正義から生じる。「裁判官の権威を生み出すのは […] 彼の『正義』のみである⁽¹⁾」。しかし、同じく正義概念に依拠しつつも、裁判の正当性の基礎付けには大きく異なる2つの道筋がある。裁判の権威の源泉を判決主文に求める説（以下、主文権威説）と判決理由に求める説（以下、理由権威説）である。本稿は、判決理由の附記義務の検討を通じて、裁判の権威の源泉を明らかにすることを目的とする。まずは、主文権威説と理由権威説の対比をもとにして、裁判の権威と正当性の根拠付けについて説明しよう。

主文権威説は、裁判の権威を判決主文（*dispositif*）に認める。例えば、判決主文の重要性を説く川島武宜は次のように述べる。「裁判所の判決は、その[対抗する価値判断]の中の1つの価値判断を、裁判 […] という平面で確定する行為である。そのような性質をもつ行為 […] がわれわれ国民にとって重要なのは、まず第一次には、その決断の結論自身であって、それが成文法のことばによってどのように正当化されるかという解釈的論理ではないはずである⁽²⁾」（傍点玉田）。主文権威説は実定法上の根拠として既判力原則に依拠する。判決の既判力（＝既判事項の権威 *autorité de la chose jugée*）が生じるのは判決主文であり、その法的効果（終結性）⁽³⁾によって当事者は判決内容を争い得ない状態となり、紛争が確定的に解決されるからである。

これに対して、理由権威説は、裁判の権威の源泉を判決理由（*motif, motivation*）に求める⁽⁴⁾。例えば、ローターパクト（*Lauterpacht*）は次のよう

(1) アレクサンドル・コジェーヴ（今村真介訳）『権威の概念』（2010年）67頁。

(2) 川島武宜『科学としての法律学』（1958年）178頁。

(3) 一定の場合には、判決理由にも既判力が認められる。拙稿「国際裁判における判決解釈手続」岡山大学法学会雑誌56巻3・4号（2007年）768-772頁参照。

(4) Robert JENNINGS, “Judicial Reasoning at an International Court”, *Vorträge Reden und Berichte aus dem Europa-Institut, Sektion Rechtswissenschaft*, Nr. 236 (1991), p. 2.

に述べる。「国際裁判の判決の権威が、その内在的な価値にではなく、裁判の終結性や判断者の権威に求められるとすれば、長い目で見れば国際裁判過程は痛手を被ることになろう。[…] 裁判判決の権威は説得力 (a power of persuasion) に基礎付けられなければならない⁽⁵⁾」、説得力は判決の形式的な終結性よりも引き付ける力が大きい⁽⁵⁾」。このように、理由権威説は判決理由の権威 (= 説得力) を重視しており、判決理由が充実しているほど訴訟当事国による判決履行を引き出せると考える⁽⁶⁾。

以上のように、主文権威説が判決主文 (= 既判力) に権威の源泉を見出すのに対して、理由権威説は判決理由 (= 説得力) に権威の源泉を見出す。この2つの説は、根本的に対立する裁判観念に立脚している。一方で、主文権威説は、裁判官が法を有権的に解釈・適用し、当事者に対して拘束力を有する決定を下すことによって紛争解決を実現する強制命令システムとして裁判を捉える (以下、垂直的裁判観念)。他方で、理由権威説は、当事者に判決理由を示し、法判断の内容上の説得力をもとにして紛争解決を促す後見的補佐システムとして裁判を捉える (以下、水平的裁判観念)。例えば、後者を支持する田中成明によれば、「判決 [は…] 裁判官がその権威に基づいて一方的に下す裁定ではなく、当事者間の相互主体的法廷弁論を基礎とし、適切な理由によって整合的に正当化されたものでなければならぬ⁽⁷⁾」という。以上のような両説の相克に関して、本稿では以下の3つの問題を検討する。

第1に、裁判論では、伝統的に主文権威説が広く支持されると同時に、判決の形式的な権威は判決主文に生じるが、判決の実質的な権威は判決理由から生

(5) Hersch LAUTERPACHT, *The Development of International Law by the International Court* (1958), pp.41-42.

(6) Andreas ZIMMERMANN et al ed., *The Statute of the International Court of Justice. A Commentary* (2006), p.1185 (Article 56 by Lori F.Damrosch).

(7) 田中成明『法的思考とはどのようなものか』(1989年) 254頁。

(8) 同上、246頁。

じると解されてきた。⁽⁹⁾すなわち、実定法上の法的効力に関しては判決主文（既判力）を重視する他なく、判決理由の権威はあくまでも実質的なものに止まる。そこでまずは、理由権威説（水平的裁判観念）が実定法上の根拠を有するか否かを明らかにする必要がある。

第2に、主文権威説（垂直的裁判観念）を支える実定法概念である既判力原則に関しては、権威主義的・決断主義的な裁判運営を招来する点に問題がある。⁽¹⁰⁾そこで次に、理由権威説（水平的裁判観念）が主文権威説（垂直的裁判観念）を抑制し得るか否か、抑制し得るとすればどの程度か、という点を明らかにする必要がある。

第3に、主文権威説を推し進めると、判決主文を中心とした裁判理解に止まらず、判決理由が不要であるという主張に辿りつく（以下、理由不要説）。裁判の主たる目的を紛争解決と解した場合、判決主文（＝既判事項）だけで当該目的を達成することができるからである。また、判決理由の附記は、主文に限定して判決文を起草・評決するよりも訴訟コストが増え、あるいは訴訟当事国による独自の解釈や批判の口実を与える危険があると主張される。⁽¹¹⁾また、実際に判決理由を附記しない判決が存在することも指摘される。⁽¹²⁾国際裁判においても、論理的には理由のない判決を想定し得る。⁽¹³⁾実際に、19世紀までの仲裁裁判

(9) Etienne GRISEL, « *Res judicata* : l'autorité de la chose jugée en droit international », in *Mélanges Georges Perrin* (1984), p. 142.

(10) 拙稿「国際裁判における既判力原則」国際法外交雑誌106巻4号（2008年）43頁。井上達夫によれば、当事者の正当化要求や異議申立てを一切認めず、単に有権的決定への服従を強要する法制度は正義要求自体を放棄しており、「強盗の脅迫」と同じであるという。井上達夫『法という企て』（2003年）9頁。

(11) Albert ACREMANT, *La procédure dans les arbitrages internationaux* (1905), p. 138.

(12) 亀本洋「法的思考の諸相」田中成明編『現代理論法学入門』（1993年）123頁。

(13) Edward HAMBRO, "The Reasons behind the Decisions of the International Court of Justice", *Current Legal Problems*, vol. 7 (1954), p. 214; Andreas ZIMMERMANN, *supra* note (6), p. 1184 (Article 56 by Lori F. Damrosch).

では、判決理由が附記されないのが一般的であった⁽¹⁴⁾（その後、20世紀以降に判決理由の附記が慣行化し、さらに義務化される）。

そこで本稿では、第1に、理由附記義務の形成経緯を検討することにより、裁判判決において理由附記が要請される根拠を明らかにし（I.）、理由権威説が実定法上の根拠を有する点を解明する。第2に、理由附記義務に違反した場合（判決理由の欠如の場合）、判決に如何なる法的効果が認められるのかを検討することにより（II.）、理由権威説が主文権威説をどこまで抑制し得るのかを解明する。

I. 判決理由と司法性

国際裁判では、19世紀の仲裁裁判には判決理由が附記されておらず、理由附記が一般化するのは20世紀に入ってからである。そこでまず、19世紀以前の仲裁裁判において判決理由が附記されなかった根拠を明らかにし（1.）、その上で理由附記が義務化されてきた経緯を概観し（2.）、理由附記が要請されるようになった根拠を明らかにしよう（3.）。

1. 判決理由の欠如

伝統的な仲裁裁判において判決理由が附記されていなかったのは、以下のよう

（1）主権者仲裁

第1に、当時の仲裁は、ローマ教皇、皇帝、国王、国家元首が仲裁人を務め

(14) Louis DELBEZ, *Les principes généraux du contentieux international* (1962), p.124.

る「主権者仲裁」(l'arbitrage par souverain)⁽¹⁵⁾であり、その判断に対する批判を避け、異議申立によって仲裁官の権威が損なわれるのを回避するために、判決理由が附記されなかった(そもそも主権者の仲裁判決に対する異議申立は認められていなかった⁽¹⁶⁾)。例えば、Portendick事件(1843年仲裁判決)では、フランスによるPortendick湾(セネガル)の封鎖(1834-1835年)から生じた英国側の損害に関して、両国が仲裁に紛争を付託した。仲裁官であったプロシア皇帝Frédéric-Guillaume (Frederick William) IVの下した仲裁判決(1843年11月30日)は、結論としてフランスの損害賠償責任を認めたものの、その判断理由については、「提出文書を詳細に検討し、熟考した結果」と述べるに止まり⁽¹⁷⁾、判断根拠を示さなかった。この点についてBülow男爵は、「判決理由を示せば、判決の正しさ (la justess) を認めない国に反論と異議を惹起しかねないが、これは最高にして最終である (suprême et finale) 判決の性質に適合しない⁽¹⁸⁾」と説明している。このように、判決理由が附記されなかった根拠は、判決内容への批判を回避し、仲裁官の権威を維持することにあった⁽¹⁹⁾。換言すれば、当時の仲裁裁

-
- (15) Michel VIRALLY, « Panorama du droit international contemporain », *R.C.A.D.I.*, tome 183 (1983), p.237. 主権者仲裁の具体例については次を参照。野見山温「欧羅巴中世紀国際仲裁裁判制度の特異性」法政研究(九州帝国大学)6巻2号(1936年)。
- (16) Elisabeth ZOLLER, « Observations sur la révision et l'interprétation des sentences arbitrales », *A.F.D.I.*, tome 24 (1978), p.330.
- (17) A.DE LA PRADELLE et N.POLITIS, *Recueil des arbitrages internationaux*, tome 1, 1798-1855 (1905), p.525.
- (18) *ibid.*, pp.526-527; Jivoïn Y.MARKOVITCH, *Du caractère définitif des sentences arbitrales en droit international public* (1937), pp.17-18.
- (19) Jivoïn Y.MARKOVITCH, *supra* note (18), pp.17-18; A.BALASKO, *Causes de nullité de la sentence arbitrale en droit international public* (1938), p.127; Jean SALMON, « L'auditoire de la Cour internationale de Justice : du bilatéral à l'universel », *Vortrag gehalten am 3. Juli 1996, Vorträge, Reden und Berichte aus dem Europa-Institut, Sektion Rechtswissenschaft*, Nr.350 (1996), p.5; Michel GRIMALDI, « Ouverture des travaux », in *La motivation* (Travaux de l'Association Henri Capitant), tome 3 (2000), pp.1-2.

判は、判決の権威の基礎を仲裁人の社会的地位に求めている。なお、20世紀においても存続する「主権者仲裁」には判決理由が附記されるようになるが⁽²⁰⁾、これは主権者仲裁の性質が大きく変化し⁽²¹⁾、法律家顧問団が判決を起草しているためである。

(2) 仲裁の機能

第2に、当時の仲裁の任務は訴訟当事国の意見の調整であり、政治的・外交的性質を有していた。⁽²²⁾すなわち、伝統的な仲裁裁判は仲介や調停に類したものであり、仲裁人は友誼的調停者や仲介人とみなされていた。⁽²³⁾例えば、マリア・ルース号事件では、ロシア皇帝アレクサンドル2世による仲裁判決が下され(1875年)、日本側の措置(同船の出港禁止や中国人労働者の解放)が国際法に違反しないと判断された。ところが、同判決の根拠については、「法律家の判断と結論を熟慮した結果」と述べられるに止まる。⁽²⁴⁾この点について石本泰雄は次のように評している。「[本件判決は]特定の第三国の政治力を背景とした紛争解決手段である仲介と近いものである。もちろん本件が仲介でなくて裁判であることは、その決定が拘束力を有することからも明らかであるが、機能

-
- (20) 例えば、クリッパートン島事件におけるヴィクトル・エマニュエル3世の名による仲裁判決(1931年)やビーグル海峡事件におけるエリザベス2世女王による仲裁判決(1977年)。
 - (21) 杉原高嶺「国際司法裁判の地位と機能」広部和也・田中忠編『国際法と国内法—国際公益の展開—』(1991年)512-513頁。
 - (22) Henri HELIE, *La notion des « motifs » dans l'évolution de l'arbitrage international* (1912), p.12.
 - (23) Paul REUTER, « La motivation et la révision des sentences arbitrales à la Conférence de la paix de la Haye (1899) et le conflit frontalier entre le Royaume-Uni et le Vénézuéla », in *Mélanges offerts à Juraj Andrássy* (1968), p.237; 杉原高嶺『国際司法裁判制度』(1996年)7頁; Lucius CAFLISCH, « Cent ans de règlement pacifique des différends interétatiques », *R.C.A.D.I.*, tome 288 (2001), p.305.
 - (24) Décision arbitrale de l'empereur de Russie dans l'affaire de la Maria Luz, entre le Japon et le Pérou, *Annuaire de l'Institut de droit international*, tome 1 (1877), pp.353-354.

的にみれば仲介にかなり近い。このことは、[…] 判決がきわめて簡単であり、両当事国の詳細な法的立論にもかかわらず、その点について判決の理由が示されていないこととも対応している⁽²⁵⁾」。

(3) 判断基準

第3に、当時の仲裁人は、国際法規則の適用を厳密に求められていなかった⁽²⁶⁾。そのため、仲裁は法判断に依拠した「裁判」ではなく、平和実現の一手段と解されていた。この点について、野見山は次のように指摘する。「偕て中世紀国際仲裁裁判に於ては、その目的が当事者間の事実的平和を達成するにあり、当事者のかかる平和獲得に必要な場合に、法的方法としてその性質を顕現していたのである。而してかかる平和達成の為に、仲裁裁判官は、或は当事者の友誼的妥協に努め、又たとへ裁判判決を下す場合に於ても、必ずしも適法性の要求が追求せらるることなく、調停や和解の原理即妥協を招来せんとする考量に據るものであった⁽²⁷⁾」(傍点玉田)。法判断が求められなかったのは、19世紀における国際法の発展状況にも原因がある。当時は未だ国際法の法典化が進んでおらず、適用法規の内容が十分に発展していなかったためである⁽²⁸⁾。

以上から明らかなように、19世紀までの仲裁裁判では、判決理由を附記しないことが仲裁裁判の任務、機能及び目的に合致していた⁽²⁹⁾。すなわち、当時の仲裁裁判は、仲裁人(=主権者)の地位と権威に依拠した紛争解決(=仲介)を目的としており、その判断は国際法を解釈・適用したものではなく、実質的には政治的・外交的判断であった。そのため、仲裁人は判断内容を「説明」する

(25) 石本泰雄「明治期における仲裁裁判の例(一)」大阪市立大学法学雑誌7巻4号(1961年)71頁。

(26) Pierre-Marie JURET, « Observations sur la motivation des décisions juridictionnelles internationales », *R.G.D.I.P.*, tome 64 (1960), p.518.

(27) 野見山温・前掲注(15)33頁。

(28) Henri HELIE, *supra* note (22), p.124.

(29) Paul REUTER, *supra* note (23), p.240.

ことを求められていなかった。⁽³⁰⁾また、そもそも、理由附記をはじめとする仲裁裁判手続（口頭弁論手続や出廷義務など）も整備されていなかった。⁽³¹⁾以上の点について、オドリ（Audry）は次のように述べる。「19世紀半ばにおいては、ほぼ例外なく主権者が仲裁官として選定されていたが、これは裁判官（juges）というよりも、むしろ仲介人（médiateur）であった。その判決は何ら法に基づくものではなく、それ故、外交的性質を有するものであった。その判決は一切理由が付されておらず、神託（oracle）⁽³²⁾の形で下された」。

2. 理由附記義務の形成

国内法では、フランス革命によって裁判官が立法者意思に服していることを確認する手段として判決理由の附記が要請されるようになる。⁽³³⁾こうした訴訟手続の転換の影響を受けたことから、近代国際裁判においても判決理由附記を要請する見解及び判例が一般化する。以下、理由義務の形成過程を概観し、理由附記が要請されるようになった根拠を明らかにしよう。

（1）Institut仲裁手続規則案（1875年）

アラバマ号事件判決（仲裁判決1872年）に触発された万国国際法学会（Institut）は、1875年に仲裁手続規則条文案を採択し、その中で理由附記義

(30) Pierre-Marie JURET, *supra* note (26), p. 521.

(31) Jean-René DUPUY, « Présentation synthétique de la justice internationale », Université de Paris, Institut des hautes études internationales 1965-1966, Association des Études Internationales, p. 44.

(32) Léon AUDRY, *La révision de la sentence arbitrale* (1914), p. 6.

(33) Hélène RUIZ-FABRI, « La motivation des décisions des juridictions internationales », *The Journal of International Law and Policy* (Japanese Society of International law), vol. 108 (2009), p. 27.

(34) Max GOUNELLE, *La motivation des actes juridiques en droit international public. Contribution à une théorie de l'acte juridique en droit international public* (1979), p. 165.

務を明示した。条文案の原型であるGoldschmidt案（1874年）28条は次の文言であった。「仲裁裁判所は判決に理由の表明を自由に付することができる。理由の表明は、コンプロミがその旨を規定する場合にのみ必要とされる」⁽³⁵⁾（傍点玉田）。すなわち、コンプロミで要請される場合を除き、理由附記は仲裁官の裁量に委ねられていた。ところが、その後、このGoldschmidt案は委員会で修正され、理由附記が義務付けられることになった。⁽³⁶⁾ Institutの国際仲裁手続規則草案（1875年）23条は次のように規定する。「仲裁判決は、コンプロミによって免除される場合を除き、書面で作成され、理由の表示（un exposé des motifs）⁽³⁷⁾を含まなければならない」（傍点玉田）。このように、Institut条文案は理由附記を原則とし、コンプロミが何ら明示していない場合には理由附記が義務付けられると解した。なお、その後、Institutが示した理由附記の「原則」化を踏襲する動きも見られたが、⁽³⁸⁾理由附記が一般化・義務化するにはなお時間を要した。

(35) « Il est loisible au tribunal arbitral d'ajouter à la sentence un exposé de motifs. Cet exposé n'est nécessaire que si le compromis le prescrit. Les motifs doivent être signés de la même manière que la sentence ». Levin GOLDSCHMIDT, « Projet de règlement pour tribunaux arbitraux internationaux, présenté à l'*Institut de droit international* (session de Genève, 1874) », *R.D.I.L.C.*, tome 6 (1874), p. 445.

(36) 第2委員会の修正条文は、次のように理由附記を原則としている。Article 22
« La sentence arbitrale doit être rédigée par écrit, et contenir un exposé des motifs, sauf dispense stipulée par le compromis ». *Projet de règlement pour la procédure arbitrale internationale, tel qu'il résulte des délibérations de l'Institut de droit international à Genève et des travaux de la Commission, R.D.I.L.C.*, tome 7 (1875), pp. 422-423. この条文案が後にInstitutにおいてそのまま採択されている。Institutにおいて理由附記が原則とされた根拠は定かではないが、第2委員会委員のPierantoniが理由附記義務を強固に主張していたため、その意見がInstitut案に反映されたものと考えられる。

(37) « La sentence arbitrale doit être rédigée par écrit et contenir un exposé des motifs, sauf dispense stipulée par le compromis ». *Le Projet de l'Institut de 1875 sur le règlement pour la procédure arbitrale internationale, Annuaire de l'Institut de droit international, première année, tome 1* (1877) (Réimpression 1994), p. 132.

(2) ハーグ条約(1899年)

理由義務を巡る議論は1899年に大きな転換点を迎える。一方で、1899年の国際紛争平和的处理条約(ハーグ条約)では理由附記義務が明文化されたが、他方で、同年のガイアナ事件仲裁判決では、判決理由が附記されなかった。以下、2つの事象の相違点とその背景を検討しよう。

ハーグ条約の起草過程では、理由附記義務の明文化を巡って意見が対立した。一方で、ゾルン(Zorn)、デカン(Descamps)、アッセル(Asser)は判決理由附記を支持し(理由必要説)、判決理由が裁判の公平性を担保し、恣意性を排除すると主張した。⁽³⁹⁾他方で、マルテンス(de Martens)は理由附記に強く反対し、理由を付すか否かは仲裁官の完全な自由に委ねられるべきであると主張した(理由不要説)。その根拠として、仲裁官は、裁判官であるだけでなく、自らの政府の代理人でもあり、仲裁官が公正な立場を貫けば、自らが擁護すべき自国政府を判決(理由)によって非難する状況に追い込まれる危険が生じると主張した。すなわち、仲裁官の公正さを維持するには、むしろ判決理由(自国政府への非難理由)を示さない方が望ましいというのである。⁽⁴⁰⁾このように、両説の対立の背景には、仲裁官の任務の捉え方に関する見解の相違があった。一方で、理由必要説は仲裁裁判を「法的」制度と捉え、公平性や中立性を期待する立場から判決理由の必要性を主張したが、これに対して、理由不要説は仲裁手続を「政治的」制度と捉え、仲裁官と任命国の間の密接な関係を重視する立場から判決理由は不要と主張した。

(38) 1895年の国際法協会(ILA)の国際仲裁条約案34条は、Institutの仲裁手続規則案を踏襲したものであった。「Chronique des faits internationaux», *R.G.D.I.P.*, tome 3 (1896), p. 464.

(39) J.B. SCOTT, *The Proceedings of the Hague Conferences : Translation of the Official Texts, The Conference of 1899* (1920), p. 740.

(40) *ibid.*, p. 149

以上の議論を経た上で、最終的には理由必要説が採用された（ただし、第2回の投票では1票差で採決されている）。理由義務を明記した条約52条は次のように簡潔に規定する。「判決は多数票で決せられ、理由の表明を伴う⁽⁴¹⁾」。なお、ハーグ条約自体は、仲裁慣行を基礎とした仲裁手続法の法典化と捉えられているが、理由附記義務が1899年時点で慣習法化していたと解することは難しい⁽⁴²⁾。1899年時点では、判決理由を欠いた仲裁判決が散見され、理由附記が一般慣行となっていなかったからである⁽⁴³⁾。この点について、次にガイアナ事件仲裁判決（1899年）を検討しよう。

（３）ガイアナ事件仲裁判決（1899年）

ハーグ会議における理由不要説（マルテンス説）の背景には、ガイアナ事件（仲裁判決）の影響があった⁽⁴⁴⁾。本件はガイアナ（le Guyane）を巡る国境紛争であり、英国とヴェネズエラの間で交渉が進められ、1897年2月2日の仲裁コンプロミによって仲裁裁判に付され、仲裁判決（1899年10月3日）によって係争地域の9割が英国に認められた。本件判決がハーグ会議における議論に関連性を有するのは、次の理由による。第1に、本件の審理はハーグ会議（5月18日から7月29日に開催）と同時並行で行われており（6月15日に審理開始、9月27日に結審、10月3日に判決言渡し）、ハーグ会議で理由不要説を展開した

-
- (41) “The Award, given by a majority of votes, is accompanied by a statement of reasons”. 1899年のハーグ条約52条は、僅かな修正を施された上で1907年条約79条において維持される。同条は次の規定である。「仲裁判決ニハ理由ヲ附シ、裁判官ノ氏名ヲ掲ケ」る（The Award must state the reasons on which it is based. It contains the names of the Arbitrators.）。
- (42) Pierre-Marie JURET, *supra* note (26), p.529; Paul REUTER, *supra* note (23), p. 240; Lucius CAFLISCH, *supra* note (23), p.311; Kaiyan Homi KAIKOBAD, *Interpretation and Revision of International Boundary Decisions* (2007), p.75.
- (43) Andreas ZIMMERMANN, *supra* note (6), p.1184 (Article 56 by Lori F.Damrosch).
- (44) Paul REUTER, *supra* note (23), p.239.

マルテンスが仲裁長であった（他の仲裁人は米国人2名と英国人2名である⁽⁴⁵⁾）。第2に、本件判決には理由が附記されていない。判決によれば、「仲裁官は両当事者の口頭陳述と書面陳述を厳密に審理・考慮し、提起された問題を公正に注意深く検討し、さらに、英国が英領ガイアナ植民地を獲得した時点で、オランダとスペインがそれぞれ合法的に主張し得た領域の範囲について調査・確認した」と述べた上で、「決定を行い、公表する」と結論付ける⁽⁴⁶⁾。すなわち、本件判決は理由を示しておらず、結論である国境線を記載するに止まる。それ故、本判決に関しては、法原則や判例が分析されておらず、混乱が広がったとする批判があり⁽⁴⁸⁾、さらに、理由欠如を根拠として判決の無効を主張する見解も見られる⁽⁴⁹⁾。第3に、本件の審理過程では仲裁人の間に政治的妥協が図られた。本件判決は一見して英国に有利であるにもかかわらず、全員一致（5名の判事）で採決されている。これは、英米間の戦争を回避するために、大部分の領域の取得を英国に認めるという妥協が仲裁廷の中で形成されたためである。米国側判事Brewerもこの点を認めており、「最大限の調停と相互譲歩によってのみ、この妥協は達成された」と述べている⁽⁵⁰⁾。さらに、この妥協を誘導したのは仲裁長マルテンスであり、米国側判事に圧力をかけたという説と、英米両側に妥協を⁽⁵¹⁾

(45) 本件紛争では、米国がヴェネズエラを支援し、議会の承認のもとで国境委員会を設置していた。すなわち、本件は実質的にはガイアナを巡る英米間の争いであったため、ヴェネズエラ側の法廷補佐人はすべて米国人であった。

(46) Jacqueline Anne BRAVEBOY-WAGNER, *The Venezuela-Guyana Border Dispute, Britain's Colonial Legacy in Latin America* (1984), pp.319-320.

(47) Otto SCHOENRICH, "The Venezuela-British Guiana Boundary Dispute", *A.J.I.L.*, vol.43 (1949), p.526.

(48) Jacqueline Anne BRAVEBOY-WAGNER, *supra* note (46), p.107.

(49) J.G.MERRILLS, *International Dispute Settlement*, 4th ed. (2005), p.116.

(50) Otto SCHOENRICH, *supra* note (47), p.526.

(51) *ibid.*, p.527.

迫ったという説⁽⁵²⁾がみられる。この点について、1944年にMallet-Provost書簡が公開され、アメリカ側判事に圧力が加えられたことが明らかになったため、ヴェネズエラは1951年に仲裁判決の無効を主張し始めた（無効の根拠は、ヴェネズエラ判事の不参加、判決理由の欠如、仲裁官の腐敗であつた⁽⁵³⁾）。

以上のように、本件判決は外交的・政治的考慮に基づく妥協の産物であり、これを司法的決定とみなすのは困難である⁽⁵⁴⁾。本件判決に理由が附記されていないのは、本件に見られる非司法的な仲裁過程に起因していると言えよう。

以上のように、1899年時点では、判決理由の記載義務に関して全く異なる2つの方向性が存在した。一方で、「法の支配」を推進するハーグ条約では、判決理由の附記義務が明文化されたが、他方で、伝統的な政治的解決の側面を強く残すガイアナ事件では、判決理由が附記されなかった。それ故、1899年の時点で判決理由の附記義務が慣習法として確立していたと解するのは困難である。理由附記義務が形成されるのは、少なくとも1899年のハーグ条約以降であり⁽⁵⁶⁾、20世紀初頭においても、理由附記に関する仲裁実行は分岐状態にあつた⁽⁵⁷⁾。そのため、ハーグ会議の後も理由附記義務を認めない見解が残存しており、さらに、PCIJ規程案の成立（1920年）後も、例えば1924年時点においてポリティス⁽⁵⁸⁾は、「義務的なものではないが、判決に理由を付す慣行が確立している⁽⁵⁹⁾」（傍点玉田）と述べるに止まる。実際に、理由附記を前提としない手続規則も残っ

(52) William Cullen DENNIS, "The Venezuela-British Guiana Boundary Arbitration of 1899", *A.J.I.L.*, vol. 44 (1950), p. 726.

(53) L.D.M.NELSON, "The Arbitration of Boundary Disputes in Latin America", *Netherlands International Law Review*, vol. 20 (1973), p. 289.

(54) William Cullen DENNIS, *supra* note (52), p. 727.

(55) William Cullen DENNIS, "Compromise-The Great Defect of Arbitration", *Columbia Law Review*, vol. 11 (1911), p. 497.

(56) Pierre-Marie JURET, *supra* note (26), p. 529.

(57) Henri HELIE, *supra* note (22), p. 164.

(58) Albert ACREMANT, *supra* note (11), p. 136.

(59) N.POLITIS, *La justice internationale*, deuxième éd. (1924), p. 87.

ており、例えば米=独混合請求委員会の手続規則（1922年）8条は、「決定には理由を付す必要はない」と規定していた。⁽⁶⁰⁾その後、多数国間条約等を通じて、理由附記義務が一般化するが、これは20世紀以降のことである。この点を以下で見ておこう。

（4）PCIJ規程56条（1920年）

法律家諮問委員会が作成したPCIJ規程案（1920年）は、判決理由に関する規定を設けた（現行ICJ規程56条）。同条は上記のハーグ条約（1907年）79条を採用したものであり、起草過程において理由義務を巡る議論は一切行われていない。⁽⁶¹⁾PCIJ規程（現行ICJ規程）56条1項は次のように規定している。「判決には、その基礎となる理由を掲げる」。⁽⁶²⁾また、同条を具体化した裁判所規則（2005年改正）95条1項は次のように規定する。「判決は […] 次の事項を掲げる。 […] 当事者の申立 [改行] 事実の陳述 [改行] 法律上の理由 [改行] 判決主文 […]」。また、争訟事件における判決だけではなく、勧告的意見にも理由附記が義務付けられており（ICJ規則107条2項参照）、さらに、仮保全措置命令や訴訟参加命令といった法判断を含む「命令」（文書提出命令を除く）においても、理由の附記が通例となっている。⁽⁶³⁾

-
- (60) Mixed Claims Commission United States and Germany, Rules of Procedure, Article 8 : “Such decisions need not state the grounds upon which they are based”, *R.I.A.A.*, vol. 8, p. 473.
- (61) Manley O. HUDSON, *The Permanent Court of International Justice 1920–1945 A Treatise* (1943), p. 205.
- (62) La CPJI, Comité Consultatif de Juristes, *Procès-verbaux des séances du comité* (1920), p. 742.
- (63) “The judgment shall state the reasons on which it is based”. « L’arrêt est motivé ».
- (64) Gérard CAHIN, « La motivation des décisions de la Cour internationale de justice », in Hélène RUIZ-FABRI et Jean-Marc SOREL (éds.), *La motivation des décisions des juridictions internationales* (2008), p. 16.

(5) ILC仲裁手続規則 (1958年)

国際法委員会 (ILC) の仲裁手続規則条文の法典化に際しても、特に議論を経ることなく理由附記義務に関する規定が設けられた。1950年の仲裁規則案 (セルの第1報告書) 13条は、「仲裁判決には […] 詳細な理由が付されなければならない」と規定しており、この規定が第2読草案第32条 (1951年) でも維持された。⁽⁶⁶⁾ なお、1952年のILCの国連総会への報告書に記載された規則案24条では、「仲裁判決にはすべての理由表明を含まなければならない」と規定されていた。この規定は、1955年規則案24条2項において修正を経たものの、1957年案と1958年案では、「仲裁判決には、すべての点について (sur tous les points) 理由が付されなければならない」と規定されており、いずれも判断根拠を「すべて」提示することを仲裁廷に求めている。この条文が最終的に採択された仲裁規則案 (1958年) 29条でも維持されている。⁽⁷¹⁾

-
- (65) A/CN. 4/18, Rapport par Georges Scelle, Avant-projet de texte proposé, *Yearbook of the I.L.C.*, 1950, vol.2, p.150.
- (66) A/CN. 4/46, Deuxième rapport par Georges Scelle, Second avant-projet sur la procédure arbitrale, art.32, *Yearbook of the I.L.C.*, 1951 vol.2, p.119.
- (67) A/2163, *Yearbook of the I.L.C.*, 1952, vol.2, p.65. “The award shall include a full statement of reasons”.
- (68) *Commentary on the Draft Convention on Arbitral Procedure adopted by the International Law Commission at its Fifth Session, prepared by the Secretariat* (A/CN. 4/92, U.N., I.L.C., 1955), p.86. 「判決は、それが依拠した理由を述べなければならない」 (The award shall state the reasons on which it is based.) と規定しており、「すべての理由」という文言は削除されている。この点に関して、ILCのコメンタリーは1907年のハーグ条約を引用している。 *ibid.*, p.88.
- (69) A/CN. 4/109, Projet de convention sur la procédure arbitrale adopté par la Commission à sa cinquième session. Rapport de Georges Scelle, Rapporteur spécial. Projet modèle sur la procédure arbitrale, art.25, *Annuaire de la C.D.I.*, 1957, vol.2, p.15 : « La sentence arbitrale doit être motivée sur tous les points ». “The award shall state the reasons on which it is based for every point on which it rules”.
- (70) A/CN. 4/113, *Yearbook of the I.L.C.*, 1958, vol.2, p.15.
- (71) A/3859, Modèle de règles sur la procédure arbitrale, *Annuaire de C.D.I.*, 1958, vol.2, p.89.

以上のように、ハーグ条約（1899年）以降、仲裁コンプロミ及び多数国間条約の蓄積によって判決理由の附記義務は一般法として確立し、「諸国家の共通法」と解されるようになった。⁽⁷²⁾すなわち、理由附記義務はコンプロミ上の義務に止まらず、裁判手続において一般的に適用される義務と位置付けられるようになった。⁽⁷³⁾例えば、原審仲裁判決（1906年）の理由欠如が問題となったスペイン王仲裁事件（ICJ判決1960年）では、仲裁コンプロミ（1894年）において理由附記が求められていなかったものの、理由附記が一般国際法上の義務として存在する点について訴訟当事国の間に争いはなかった。⁽⁷⁴⁾なお、理由附記義務の有無に関する争いは無くなったものの、当該義務の内容、すなわち附記すべき理由の程度については争いが残った（この点はII.の理由欠陥論で検討する）。

3. 司法性の根拠

理由附記義務が一般法として形成されるのと並行して、判決理由の附記が判断機関の「司法的性質」と密接不可分の関係にあると解されるようになる。⁽⁷⁵⁾すなわち、判断理由を附記することが判断機関の司法的性質を示すようになる。⁽⁷⁶⁾まず、国際判例において「判決理由附記＝司法的判断」と解されている点を確認した上で、判決理由が判断機関の司法的性質と不可分の関係を有する根拠を検討しよう。

(72) Kazimierz KOCOT, “Legal Motivation of the Decisions of International Organs”, *Polish Yearbook of International Law*, vol.1 (1966–1967), p.247 ; Max GOUNELLE, *supra* note (34), p.171.

(73) Andreas ZIMMERMANN, *supra* note (6), p.1189 (Article 56 by Lori F.Damrosch) ; Shabtai ROSENNE, *The Law and Practice of the International Court 1920–2005*, 4 th ed., vol.III (2006), p.1543.

(74) Réplique de M.Paul Guggenheim (Honduras), *C.I.J. Mémoires, plaidoiries et documents*, 1960, vol.II, p.413 ; Duplique de M.H.Rolin (Nicaragua), *ibid.*, p.468.

(75) Max GOUNELLE, *supra* note (34), p.91 ; Hélène RUIZ-FABRI, *supra* note (33), p.6.

(76) Opinion dissidente de M.de Castro, *C.I.J.Recueil* 1973, p.293, para.49.

(1) 判例

国際裁判では、判断理由の附記を司法判断の本質と解する判例が形成されている。第1に、国連行政裁判所の補償裁定の効果事件（ICJ勧告的意見1954年）では、補償裁定の法的効果が問われる前提として、国連行政裁判所（UNAT）の法的性質が問われた。すなわち、同「裁判所」が司法機関（a judicial body）であるか、それとも勧告機関（an advisory organ）であるかが争点となった⁽⁷⁷⁾。この点についてICJは、UNAT規程10条3項（「判決には、それが依拠した理由を述べなければならない」）に触れた上で、次のように述べる。「[UNAT]規程の2条から10条の規定は本質的に司法的性質（judicial character）を有しており、例えばICJ規程36条6項、56条1項、60条第1文といった司法裁判所（courts of justice）に関する規定や法に一般的に記載されている規則に合致する⁽⁷⁸⁾」。このように、ICJはUNAT規程の文言を根拠として、UNATが「独立した真の司法機関」であることを認めた⁽⁷⁹⁾。すなわち、判決理由の附記（UNAT規程10条1項）は、UNATの司法的性質を導く根拠の1つと解されている。

第2に、UNAT第158号判決の審査請求事件（ファスラ事件、ICJ勧告的意見1973年）では、より直接的にUNAT判決の理由欠如が問題となった。旧UNAT規程では、UNAT審査請求委員会を通じてICJにUNAT判決の審査（review）を求める手続が定められており、審査事由の1つとして「手続上の重大な瑕疵」（a fundamental error in procedure⁽⁸⁰⁾）が認められていた（11条）。本件では、この

(77) *Effect of Awards of Compensation made by the United Nations Administrative Tribunal*, Advisory Opinion of July 13th, 1954, *I.C.J. Reports* 1954, p.51.

(78) *I.C.J. Reports* 1954, p. 52.

(79) *I.C.J. Reports* 1954, p. 53. なお、ICJがUNATの司法的性質を認めたのは、UNAT判決の既判力と拘束力を導くためである。

(80) UNAT規程第11条は、1954年の勧告的意見の後に新たに設けられた条文であり、総会決議957（1955年）によって認められたものである。*Application for Review of Judgment No. 158 of the United Nations Administrative Tribunal*, Advisory Opinion of 12 July 1973, *I.C.J. Reports* 1973, p. 170, para. 11.

手続に基づいてUNAT第158号判決に対する審査が求められ、「手続上の瑕疵」の1つとして理由欠如が主張された。ICJは、「手続上の重大な瑕疵」の具体的な内容として、公正な裁判を受ける権利や合理的期間内に事件を審理される権利の侵害を例示した後、「理由を付された判決を得る権利」(the right to a reasoned decision)⁽⁸¹⁾の侵害を挙げる。すなわち、ICJによれば、判決の理由欠如は「手続上の重大な瑕疵」と解されているのである。続いて、ICJは判決理由の重要性について次のように述べる。「理由が付されなければならないことは、司法的決定の本質 (the essence of judicial decisions) であるだけでなく、UNAT 規程10条3項では、『判決には、それが依拠した理由を付さなければならない』と規定されている」⁽⁸²⁾。

以上のように、判決理由の附記は「司法的決定の本質」と解されており、判決理由を附記することが判断機関の司法的性質を示す。実際に、理由附記義務の形成は、仲裁裁判が「外交的・政治的」な紛争解決手段から「法的・司法的」紛争解決手段へと変質する過程に符合しており、理由を附記するか否かが、⁽⁸³⁾法的解決と政治的解決を区別するメルクマールとされる。⁽⁸⁴⁾他方で、なぜ判決理由の附記が司法性の根拠とされるのか、あるいはなぜ司法的決定には理由附記が求められるのかという点は、上記の判例からは明らかではない。そこで次に、司法的決定に理由附記が求められる根拠について、学説を手掛かりに検討しよう。

(81) *I.C.J.Reports* 1973, p. 209, para. 92.

(82) *I.C.J.Reports* 1973, p. 210, para. 94.

(83) Léon AUDRY, *supra* note (32), p. 64 ; Slavco STOYKOVITCH, *De l'autorité de la sentence arbitrale en droit international public* (1924), p. 92 ; Max GOUNELLE, *supra* note (34), p. 165.

(84) J.G.MERRILLS, *supra* note (49), p. 116.

(2) 要素

司法判断に理由附記が求められるのは、次の点を根拠とする。すなわち、政治的判断について理由を述べるのが困難であるのに対して、⁽⁸⁵⁾司法判断は法の解釈・適用に基づく判断であることから、その判断理由の表明が求められる。例えば、キャフリッシュ（Caflisch）は次のように述べる。「当事国間の直接的又は間接的な政治的合意によって紛争を解決する場合、当該当事国が自らの通常の自由を行使するに過ぎないのであり、何らの説明も要しない。他方で、当該両国に対して、第三者が国際法に基づく解決を下す場合には、理由を表明することが要請される⁽⁸⁶⁾」。このように、司法判断は、法判断であることから理由表明が求められると解されているが、次に問題となるのは、なぜ法判断には理由の提示が求められるのか、という点である。この点で、1899年のハーグ条約において主張されたように、法判断に理由が求められるのは、判断内容の透明性、客観性、公正を確保するためであると解される。⁽⁸⁷⁾すなわち、裁判官の判断が恣意的判断ではなく、法に依拠した判断であることを示すために理由附記が求められる⁽⁸⁸⁾。この点で、メリルズ（Merrills）は次のように述べる。「理由の付された判決が重要であるのは、[...] 理由の付された判決は裁判所が『妥協に

-
- (85) Paul REUTER, *supra* note (23), p.238 ; W.Michael REISMAN, *Nullity and Revision, The Review and Enforcement of International Judgments and Awards* (1971), pp.474-475. ただし、政治的機関の「決議」においては、判断理由や動機付けが決議「前文」(preamble)に示されるという見解もある。Kazimierz KOCOT, *supra* note (72), p.245.
- (86) Lucius CAFLISCH, *supra* note (23), p.429. *See also*, Oscar SCHACHTER, "Creativity and Objectivity in International Tribunals", in *Völkerrecht als Rechtsordnung Internationale Gerichtsbarkeit Menschenrechte. Festschrift für Hermann Mosler* (1983), p.819.
- (87) A.MERIGNHAC, *Traité théorique et pratique de l'arbitrage international. Le rôle du droit dans le fonctionnement actuel de l'institution et dans ses destinées futures* (1895), pp.282-283 ; Andreas ZIMMERMANN, *supra* note (6), p.1198 (Article 56 by Lori F. Damrosch).
- (88) Kenneth S.CARLSTON, *The Process of International Arbitration* (1946), p.50 ; Opinion dissidente de M. de Castro, *C.I.J.Recueil* 1973, p.294, para.52.

よる解決』の誘惑に陥るのを妨げ、事件の実体に依拠した判決を下すために最もよい方法だからである⁽⁸⁹⁾」。このように、理由附記が要請されるのは、裁判官の恣意的判断を排除し、判断の客観性を担保するためである⁽⁹⁰⁾。中村治朗が指摘するように、「裁判における理由の明示は、実は、裁判におけるアービトラリ性の排除、裁判の合理化の点において、画期的ともいうべき極めて重要な意味を持っている⁽⁹¹⁾」のである。

以上のように、判決理由附記は判断の客観性を担保するために要請されるが、その背景には、裁判の権威付けに関する転換を指摘することができる。

第1に、伝統的仲裁（＝主権者仲裁）では、仲裁官の政治的・社会的地位が裁判の権威を基礎付けていたが、近代的仲裁裁判（＝公平な第三者による裁判）では、法そのものが裁判の権威を基礎付ける⁽⁹²⁾。この点で、ジェニングスは次のように述べる。「法に基づく決定は知的な行為である。判決や裁定が根拠となる理由や推論を記述し、説明するのは、そのためである。[…]⁽⁹³⁾ 法に基づく法的推論であることから、決定に権威が与えられるのである」。

第2に、判決理由は、判断過程を明らかにすることによってその客観性（＝適用法との適合性）を「正当化」する機能を有する。トロパール（Troper）に

(89) J.G.MERRILLS, *supra* note (49), p.116.

(90) Tony SAUVEL, « Histoire du jugement motivé », *Revue du droit public et de la science politique en France et à l'étranger*, tome 71 (1955), p.5 ; Lyndel V.PROTT, "The Justification of Decisions in the International Court of Justice", in Ch. PERELMAN et P.FORIERS (études publiées par), *La motivation des décisions de justice* (1978), pp.331-332 ; The RT Hon Lord Justice BINGHAM, "Reasons and Reasons for Reasons : Differences Between a Court Judgment and an Arbitration Award", *Arbitration International*, vol.4 (1988), p.142.

(91) 中村治朗『裁判の客観性をめぐって』（1970年）79頁。

(92) 祖川武夫『国際法 IV』（1950年）281-282頁。

(93) Robert Y.JENNINGS, "The Judicial Function and the Rule of Law in International Relations", in *International Law at the Time of its Codification. Essays in Honour of Robert Ago* (1987), p.145.

よれば、実質的な判決理由概念とは、「上位規範に従っていること、あるいは適合したものであることを示すことによって、何らかの決定を正当化しようとする言説」である⁽⁹⁴⁾。また、仲裁判決事件（ICJ判決1991年）において原告ギニア=ビサオが主張したように、「理由附記義務の根源は、決定のあらゆる要素について、決定の正当化（justifications）を提示する必要がある点にある」⁽⁹⁵⁾。このような「正当化」の機能に加えて、判決理由は、判断内容の客観性や正しさを訟当事国に対して「説得」する機能を有する。シルヴェン（Sirvén）が指摘するように、「[PCIJ] 規程56条〔判決理由の附記を求める規定〕は、[…] 裁判が単に命じる（ordonner）だけでなく、説得する（convaincre）必要があるということを尊重した上で、判決には理由が付されなければならないことを要求している」⁽⁹⁶⁾のである。

以上のように、伝統的仲裁（権威裁判）から近代的仲裁（法適用）への変遷は、裁判の権威付けが主文権威説から理由権威説へ転換したことを意味している。すなわち、伝統的仲裁では、判決主文に示される主権者の命令による紛争解決が目指されたが（主文権威説）、近代的仲裁では、判決理由によって裁判所が判断内容を訟当事国に対して正当化・説得する契機が生み出されたのである（理由権威説）。

ただし、理由附記義務の確立を通じて理由権威説が妥当するようになったとはいえ、このことは、主文権威説が排除されたことを意味する訳ではない。伝統的仲裁と同様、近代的仲裁においても判決主文の既判力は当然に認められて

(94) Michel TROPER, « La motivation des décisions constitutionnelles », in Ch. PERELMAN et P. FORIERS (études publiées par), *La motivation des décisions de justice* (1978), p. 287.

(95) Affaire relative à la sentence arbitrale du 31 juillet 1989 (Guinée-Bissau c. Sénégal), Mémoire du Gouvernement de la République de Guinée-Bissau, mai, 1990, p. 75, para. 207.

(96) Antonio Sánchez de Bustamante y Sirvén, *La Cour permanente de justice internationale* (1925), p. 230.

おり、主文権威説による裁判理解も十分に可能だからである。そこで次に、理由附記義務の違反（＝理由欠如）に対する法的効果を検討することによって、判決主文と判決理由の関係（理由権威説が主文権威説を抑制し得るか否かという点）を明らかにしよう。

II. 理由欠如と判決無効

判決理由附記は判断機関の司法的性質と不可分の関係にあるが、理由附記義務の違反（＝判決理由の欠如）の場合、当該判決（＝判決主文のみの判決）に如何なる法的効果が認められるのかが問題となる。この問題は、伝統的な判決の無効原因論（la théorie des causes de nullité）の中で論じられてきた。

1. 無効原因

判決理由の欠如が無効原因にあたるか否かに関しては議論が分かれた。一方で、無効原因として認める説⁽⁹⁷⁾があり、例えばフィオーレ（Fiore）は1890年の著書において、「仲裁判決は理由の表示を含まなければならない」とした上で、「仲裁判決は、事実に関する理由及び法に関する理由を完全に欠く場合には、無効とみなされる⁽⁹⁸⁾」と述べる。他方で、ポリティスは1924年の著書において、そもそも判決理由の附記義務が確立していないことから、当該義務の違反は判決の取消事由ではないと述べる⁽⁹⁹⁾。両説の相違は、理由附記義務が確立しているか否かに依存しているため、判決理由の附記義務が一般法として確立した

(97) Paquale FIORE, *Nouveau droit international public* (1885), pp.643-644 ; A. BALASKO, *supra* note (19), p.128 ; J.L. SIMPSON and Hazel FOX, *International Arbitration Law and Practice* (1959), p.224.

(98) Paquale FIORE, *Le droit international codifié et sa solution juridique* (1890), p. 292, 294.

(99) N. POLITIS, *supra* note (59), p.88.

後、理由欠如を無効原因とみなす点について異論はない⁽¹⁰⁰⁾。実際に、国連行政裁判所第158号判決の審査請求事件（ICJ勧告的意見1973年）においてICJは、「理由の表明は判決の有効性（validity）にとって必要である⁽¹⁰¹⁾」と述べている。換言すれば、理由欠如は判決の有効性に関わる不備と解されている⁽¹⁰²⁾。ただし、理由欠如が無効原因とみなされる根拠については、以下のように、無効原因論の中でも変遷が見られる。

第1に、伝統的に理由欠如は権限踰越の一例と解されてきた（以下、権限踰越説⁽¹⁰³⁾）。すなわち、仲裁コンプロミにおいて理由附記が義務付けられている場合、理由欠如はコンプロミ違反（＝権限踰越）であるとみなされた⁽¹⁰⁴⁾。ただし、この説には難点がある。1点目に、理由附記がコンプロミ上の義務に止まると解している点である。2点目に、権限踰越説はコンプロミ違反をすべて権限踰越と解するため、権限踰越概念が過度に拡張される点である⁽¹⁰⁵⁾。すなわち、権限踰越は仲裁の「合意基盤」を棄損するのに対して、理由欠如は「裁判基盤」⁽¹⁰⁶⁾（*fondement juridictionnel*）の基本的要請を棄損するものであるため、両者は内

(100) なお、少数説であるが、判決理由附記義務を認めつつも、理由欠如は判決の無効原因ではないため、判決履行を逃れる正当な理由とはなり得ないという説がある。Louis DELBEZ, *supra* note (14), p.125.

(101) *I.C.J.Reports* 1973, p.210, para.95.

(102) Carlo SANTULLI, *Droit du contentieux international* (2005), p.380.

(103) A.MERIGNHAC, *supra* note (87), p.313; Léon AUDRY, *supra* note (32), p.63; Slavco STOYKOVITCH, *supra* note (83), p.94, 197; Frede CASTBERG, « L'excès de pouvoir dans la justice internationale », *R.C.A.D.I.*, tome 35 (1931), p.389; Kenneth S.CARLSTON, *supra* note (88), p.50; Opinion dissidente de M.Urrutia Holguin, *C.I.J.Recueil* 1960, p.235; 田岡良一「国際裁判官の権限踰越」法学（東北大学）8巻7号（1939年）28-29頁。

(104) Levin GOLDSCHMIDT, *supra* note (35), pp.446-447; A.MERIGNHAC, *supra* note (87), p.313.

(105) Eugène BOREL, « Les voies de recours contre les sentences arbitrales », *R.C.A.D.I.*, tome 52 (1935), pp.98-99; Carlo SANTULLI, *supra* note (102), p.378.

(106) Joe VERHOEVEN, « Considérations sur ce qui est commun », *R.C.A.D.I.*, tome 334 (2008), pp.379-380.

容的に区別されるものである。

第2に、無効原因の細分化の過程において、「基本的な手続規則の違反」が単独の無効原因と解され、その一例として理由欠如が挙げられるようになる⁽¹⁰⁷⁾（以下、手続違反説）。例えば、ILC仲裁手続規則案（1957年の特別報告者セル案）30条は、仲裁判決の無効原因として（a）権限踰越と（b）仲裁官の腐敗に加え、（c）「根本的な手続規則からの重大な離反、特に判決理由の全体的又は部分的な欠如」⁽¹⁰⁸⁾を挙げており、理由欠如を手続規則違反の一例とみなしている。同様に、UNAT158号判決審査請求事件（勧告的意見1973年）においてICJは、UNAT判決の審査事由である「手続上の重大な瑕疵」（a fundamental error in procedure：旧UNAT規程11条）の具体的な内容として、公正な裁判を受ける権利の侵害などを例示した後、「理由を付された判決を得る権利」（the right to a reasoned decision）⁽¹⁰⁹⁾の侵害を挙げる。すなわち、理由欠如は「手続上の重大な瑕疵」の一例と解されている。なお、ここで次の点に注意する必要がある。1点目に、理由欠如は「重大な」手続的瑕疵であり、軽微な手続的瑕疵とは区別される⁽¹¹⁰⁾。2点目に、手続規則の重大な違反が判決の無効を導くのは、当該違反によって仲裁判決の司法的性質が損なわれるためであると解されている⁽¹¹¹⁾。

第3に、理由欠如は手続違反から独立した単独の無効原因と解されるようになる（以下、独立原因説）。例えば、ILC仲裁手続規則の最終案（1958年）は、仲裁判決の無効原因として（c）「仲裁判決の理由が述べられなかったこと、又

(107) Kenneth S. CARLSTON, *supra* note (88), p.50 ; J.L. SIMPSON and Hazel FOX, *supra* note (97), pp.253-255.

(108) *Annuaire de la C.D.I.*, 1957, vol. II, p. 16 ; A/CN. 4 /113, *Yearbook of the I.L.C.*, 1958, vol. II, p. 15.

(109) *I.C.J. Reports* 1973, p. 209, para. 92.

(110) *Commentary on the Draft Convention on Arbitral Procedure adopted by the International Law Commission at its Fifth Session, prepared by the Secretariat* (A/CN. 4 /92, U.N., I.L.C., 1955), p. 109 ; Max GOUNELLE, *supra* note (34), p. 180.

(111) Kenneth S. CARLSTON, *supra* note (88), pp.38-39.

は根本的な手続規則からの重大な離反⁽¹¹²⁾」を挙げており（傍点玉田）、理由欠如と手続規則違反が区別されている。また、ICSID条約52条1項は、ICSID仲裁手続における裁定取消事由として、(b) 権限踰越、(d) 基本的な手続原則からの重大な離反、に加え、(e) 「理由が述べられていないこと」を挙げており、理由欠如は独立の取消事由と位置付けられている。

以上のように、理由欠如は無効原因論の中で独自の地位を認められる傾向があり、手続違反説から独立原因説へと移行しつつある状態にある。これは、理由欠如が判決の司法的性質を棄損する点で特殊な性質を有することに由来する。ただし、実際に判決無効が問われる場面では、複数の無効原因が重複して主張され、区別が困難な場合もある。例えば、仲裁判決事件（ICJ判決1991年）において、原告ギニア=ビサオは仲裁判決の権限踰越と理由欠如を同時に主張したが、⁽¹¹³⁾ ICJはこの2つの無効原因を区別することなく仲裁判決の有効性を審査⁽¹¹⁴⁾している。

2. 理由欠陥

理由欠如が判決の無効原因である点について争いはないが、実際に無効原因として主張されるのは、理由欠如（absence）ではなく、理由の不十分性（insuffisance）や不明瞭性（obscurité）といった理由欠陥（défaut）である（以下、理由欠陥論）。理由欠陥論は古くから主張されており、例えば、シャミザル事件（仲裁判決1911年）では、判決の不明瞭性を理由とした判決無効が主張された。本件の仲裁廷は、シャミザル島の大部分の所有権をメキシコに認めた

(112) A/3859, *Yearbook of the I.L.C.*, 1958, vol. II, p. 86.

(113) 仲裁コンプロミ（1985年）で仲裁廷に付託された2つの諮問事項につき、仲裁廷が第2諮問に回答しなかったため、ギニア=ビサオは仲裁廷の権限踰越と理由欠如の双方を根拠として仲裁判決の絶対的無効を主張した。*Affaire relative à la sentence arbitrale du 31 juillet 1989 (Guinée-Bissau c. Sénégal)*, arrêt du 12 novembre 1991, *C.I.J.Recueil 1991*, p. 65, para. 35.

(114) *C.I.J.Recueil 1991*, p. 65, para. 36.

ため、米国の選出した仲裁委員（A. Mills）は、「仲裁判決は多義的で不明確（equivocal and uncertain）⁽¹¹⁵⁾であるため無効であり、実施不可能である」と主張し、この主張に同調した米国も判決の効力を否定した。⁽¹¹⁶⁾なお、両国間の紛争は半世紀後の1963年に解決されている。⁽¹¹⁷⁾

（１）根拠

理由欠陥論は、フランス法上の破毀事由（理由欠陥 *défaut de motifs*）⁽¹¹⁸⁾概念の影響を受けて主張されたものであり、次の点を根拠としている。第１に、伝統的に理由欠如と理由欠陥は区別されておらず、⁽¹¹⁹⁾理由欠如と理由の不十分性を厳密に区別するのは困難である。⁽¹²⁰⁾実際に、ICJにおける仲裁判決事件において、訴訟当事国はいずれも理由欠如と理由欠陥を区別していない。⁽¹²¹⁾第２に、判決理由は判決主文を根拠付けるものであり、訴訟当事者が理解し得るものでな

-
- (115) *The Chamizal Case*, Dissenting Opinion of the American commissioner, *R.I.A.A.*, vol. 11, p.342.
- (116) Philip C. JESSUP, “El Chamizal”, *A.J.I.L.*, vol.67 (1973), p.434.
- (117) Convention between the United States of America and the United Mexican States for the Solution of the Problem of the Chamizal [signed at Mexico City, August 29, 1963], *I.L.M.*, vol.2 (1963), pp.874-876.
- (118) Gilles COTTEREAU, « Validité de la sentence arbitrale du 31 juillet 1989 (Guinée-Bissau, Sénégal) Arrêt de la C.I.J. du 12 novembre 1991 », *R.G.D.I.P.*, tome 96 (1992), p.761. なお、フランス法上、理由欠陥（*défaut de motifs*）には、①理由欠如（*absence de motifs*）、②理由矛盾（*contradiction de motifs*）、③申立への回答欠如（*défaut de réponse à conclusions*）、④疑わしい理由（*motifs dubitatifs*）の４類型が認められている。Camille-Julia GUILLERMET, *La motivation des décisions de justice. La vertu pédagogique de la justice* (2006), pp.60-71.
- (119) Max GOUNELLE, *supra* note (34), p.180.
- (120) A.BALASKO, *supra* note (19), p.128 ; Max GOUNELLE, *supra* note (34), p.182.
- (121) *C.I.J.Recueil 1991*, p.65, para.35 ; C.I.J., *Mémoire et plaidoiries, affaire de la sentence arbitrale rendue par le roi d'Espagne le 23 décembre 1906 (Honduras c. Nicaragua)*, vol.II, Plaidoirie de M. Guggenheim (17 sept. 1960), p.62.

なければならないため、理由の不十分性や不明瞭性も無効原因とみなされる。⁽¹²²⁾ 例
 えば、理由の不明瞭性に関して、セル（Scelle）は次のように述べる。「仲裁判
 決が様々な解釈を要請し、明瞭性を欠く場合、すなわち、判決の中の幾つか
 の点について理解し得ない（*incompréhensibles*）場合であっても、当該判決が
 確定的なものとみなされ、訴訟を終結させる [...] というのは奇妙なことで
 ある。そのような場合は、むしろ判決は全体として又は部分的に存在しない
 （*n'existe pas*）⁽¹²⁴⁾ ということができる」。また、ILC仲裁手続規則案（1958年案）
 36条は、判決の無効原因として「判決理由の全体的又は部分的な欠如」⁽¹²⁵⁾（傍点
 玉田）を挙げており、不十分な判決理由を無効原因と解している。第3に、判
 決理由中で矛盾する箇所は、それぞれが打ち消し合うため、理由欠如に等しい⁽¹²⁶⁾
 と解される。

他方で、以上のような理由欠陥論を否認する見解もある。すなわち、判決理
 由の不十分性は判決の有効性には関連しない技術的欠陥であると主張される。⁽¹²⁷⁾
 そこで以下、理由欠陥に関する国際裁判例を検討しよう。

(122) Carlo SANTULLI, *supra* note (102), p.381.

(123) A.BALASKO, *supra* note (19), p.128 ; ILC, Model Rules of Arbitral Procedure, Article 35, A/3859, *ILC Yearbook 1958*, vol.II, p.86 ; W.Michael REISMAN, *supra* note (85), pp.618-619 ; Max GOUNELLE, *supra* note (34), pp.181-182 ; Lucius CAFLISCH, *supra* note (23), p.427, 429 ; Opinion dissidente de M.Urrutia Holguin, *C.I.J.Recueil 1960*, p.235.

(124) A/CN. 4/109, Projet de convention sur la procédure arbitrale adopté par la Commission à sa cinquième session, *Annuaire de la C.D.I.*, 1957, Vol.2, p.11, par.73.

(125) A/CN. 4/113, *Annuaire de la C.D.I.*, 1958, vol.II, p.11.

(126) A.BALASKO, *supra* note (19), p.128.

(127) *ibid.* ; Jean-Pierre QUENEUDEC, « L'affaire de la sentence arbitrale du 31 juillet 1989 devant la C.I.J. (Guinée-Bissau c. Sénégal) », *A.F.D.I.*, tome 37 (1991), p.439.

(2) 判例

1つ目の事件はスペイン王仲裁事件（ICJ判決1960年）である。ホンジュラスとニカラグアの国境紛争について、仲裁人であったスペイン王アルフォンソ13世が1906年に仲裁判決を下した。⁽¹²⁸⁾判決後、1911年にホンジュラスが境界画定案を提示したが、⁽¹²⁹⁾ニカラグアは1912年から判決の無効を主張し始める。その後、ホンジュラスがニカラグアによる判決不履行を主張してICJに提訴したが（1958年）、ニカラグアは仲裁判決が無効であると主張し、その根拠として、(a) 権限踰越、(b) 重大な瑕疵、(c) 仲裁人が到達した結論を根拠付ける理由の欠如又は不十分性を挙げた。⁽¹³⁰⁾本件では、1906年の仲裁判決後、1912年に至ってはじめてニカラグアが判決に対する異議を主張し始めたため、ICJはニカラグアが仲裁判決を承認していたと解し、もはや仲裁判決の無効を争い得ないと判断した。⁽¹³¹⁾そこで、ICJは傍論において判決理由に関する2つの論点を扱った。第1に、理由の欠如又は不適切性（lack or inadequacy of reasons）を根拠とした判決無効の主張に関して、ICJは次のように述べる。「仲裁判決は、論理的な順序で、し

-
- (128) Arbitral Award made on 23 December 1906 by H.M. Alfonso XIII, King of Spain, in the Border Dispute between the Republics of Honduras and Nicaragua, *R.I.A.A.*, vol. 11, pp. 110-117.
- (129) Geneviève GUYOMAR, « Affaire de la sentence arbitrale rendue par le Roi d'Espagne le 23 décembre 1906 », *A.F.D.I.*, tome 6 (1960), p. 363. *see also*, L.H. WOOLSEY, "Boundary Disputes in Latin-America", *A.J.I.L.*, vol. 25 (1931), p. 327.
- (130) Contre-mémoire soumis par le Gouvernement de la République du Nicaragua, para. 126.
- (131) *I.C.J. Reports* 1960, pp. 213-214.
- (132) ICJによれば、「仮にニカラグアによる承認行為が繰り返されていなかったとしても、[...] 仲裁判決は有効と認められなければならない」という。*I.C.J. Reports* 1960, p. 214. 従って、本件においてICJは無効原因について判断を下す必要は無かったとする批判もある。Separate Opinion of Sir Percy Spender, *I.C.J. Reports* 1960, p. 220. いずれにせよ、ニカラグアの判決承認によって仲裁判決の有効性は結論付けられているため、無効原因に関する判断は傍論に止まる。Declaration of Judge Moreno Quintana, *I.C.J. Reports* 1960, p. 218.

かも詳細な形であらゆる関連考慮事項を扱っている。また、同判決は仲裁官の到達した結論を根拠付けるための豊富な理由付けと説明（ample reasoning and explanations）を含んでいる。従ってこの主張には根拠がない⁽¹³³⁾。第2に、仲裁判決の省略、矛盾及び不明確性による判決の履行不能の主張に関して、ICJは、判決主文でタールヴェグ（thalweg）が明記されており、河口の国境線を引くことが可能であると解した上で、次のように述べる。「判決主文の明瞭な指示と主文を補足する説明に鑑みるに、仲裁判決が省略、矛盾又は不明瞭により履行不能であるとはみなされない⁽¹³⁴⁾」。以上のように、ICJは仲裁判決の理由の欠如と不適切性の主張を否定し、仲裁判決の有効性と履行可能性を認めた。

2つ目の事件は仲裁判決事件（ICJ判決1991年）である。ギニア=ビサオとセネガルは両国の海洋境界紛争を仲裁に付託した。付託事項は、（1）1960年合意〔両国の海洋境界を定めた交換公文〕が法的効力を有するか否か、（2）第1設問に否定的な回答が与えられた場合、海洋境界画定線は如何なるものか、の2点であった。1989年の仲裁判決は、EEZと漁業水域を除く領海、接続水域及び大陸棚に関しては1960年合意による規律を認めた上で、第2設問への回答を不要と判断した。これに対して、ギニア=ビサオはICJに提訴し、仲裁判決の不存在（inexistence）を主張した上で、権限踰越と理由欠陥（défaut de motivation）⁽¹³⁵⁾を根拠として仲裁判決の「絶対無効」を主張した⁽¹³⁶⁾。同国よれば、一般国際法及びコンプロミ9条3項上、仲裁判決には理由が附記されなければならないが、

(133) *I.C.J.Reports 1960*, p.216.

(134) *I.C.J.Reports 1960*, p.217.

(135) *I.L.R.*, vol.83, p.47, paras.87-88; *C.I.J.Recueil 1991*, p.60, para.18 and p.66, para.38.

(136) バルベリス仲裁長は宣言において、第2設問へ回答すべきであったと述べている。そこでギニア=ビサオは、仲裁判決の採択時に多数投票が無かったと解し、仲裁判決の「不存在」を主張した。*C.I.J.Recueil 1991*, pp.63-65, paras.30-34.

(137) *C.I.J.Recueil 1991*, p.65, para.35.

(138) 本件の仲裁コンプロミ9条3項は、「判決は完全に理由を付される」（la décision sera pleinement motivée）と規定している。*ibid.*, para.42.

本件判決には第2設問への不回答について理由が付されておらず、又は少なくとも「完全に不十分な」(absolument insuffisante)理由が付されただけであると主張した。⁽¹³⁹⁾この点についてICJは、仲裁判決第87項の「理由付けは簡素であり(breve)、より詳細にされ得たであろう」と評しつつも、第87項が「仲裁廷の結論とコンプロミ第2条〔諮問事項〕に触れていることから、仲裁廷を第2設問への不回答へと導いた理由は造作なく特定することができる」と述べ、この点に関する「判決理由は、簡潔ではあるが(ramassée)、明瞭ではっきりしている(claire et précise)」と結論づけた。⁽¹⁴⁰⁾

以上のように、実際の裁判例では、理由欠如ではなく理由欠陥が争われており、この限りで、判決理由の附記義務は、単なる理由の有無から理由の程度の問題へと深化している。⁽¹⁴¹⁾他方で、実際に理由欠陥を根拠として判決無効が認められる可能性は低い。第1に、実体レベルの認定基準の問題がある。ICJによれば、仲裁判決の理由が「簡潔」であり、より詳細な理由の附記が可能な場合であったとしても、判決理由で参照されている箇所(判決主文と仲裁付託事項)を合わせ読むことにより、判決理由の意味内容は明瞭であるという。すなわち、理由が「簡潔」なだけでは判決無効は確認されず、⁽¹⁴²⁾理由の不十分性を根拠として仲裁判決の無効を認めることは一般的には困難である。⁽¹⁴³⁾実際に、理由欠陥を根拠として判決無効が認められた裁判例は存在しない。⁽¹⁴⁴⁾第2に、手続レ

(139) C.I.J. Recueil 1991, p. 67, para. 42.

(140) C.I.J. Recueil 1991, pp. 67-68, para. 43.

(141) Andreas ZIMMERMANN, *supra* note (6), p. 1185 (Article 56 by Lori F. Damrosch).

(142) Kaiyan Homi KAIKOBAD, *Interpretation and Revision of International Boundary Decisions* (2007), p. 75. ただし、ラックス判事(個別意見)は次のように指摘する。「[判決理由が]簡潔すぎる場合には、決定を説明するという決定的な必要性を欠く可能性がある。明瞭な決定理由を示すことは、あらゆる判決の不可欠の部分である」。Separate Opinion of Judge Lachs, *I.C.J. Reports* 1991, p. 94.

(143) Catharine A. HARTZENBUSCH, "Arbitral Award of 31 July 1989 (Guinea-Bissau v. Senegal)", *A.J.I.L.*, vol. 86 (1992), p. 558.

(144) Max GOUNELLE, *supra* note (34), p. 174.

ベルでの認定手法の問題がある。理由欠如及び理由欠陥を根拠とした判決無効の主張は、無効確認訴訟（le recours en nullité）において審査されており、審査内容が限定されるからである。そこで次にこの手続の特殊性について検討しよう。

3. 無効確認

（１）手続の特殊性

国際判例上、無効確認訴訟は上訴と区別される。第１に、オリノコ汽船会社事件において、常設仲裁裁判所は仲裁判決の「部分的無効」を認めたが、同時に、同裁判所は原審判決による事実評価を尊重し、原審判決の解釈は再検討に服さないとして、次のように述べた。「本裁判所の任務は、バージ判決〔原審判決〕の判断が正しいか誤っているか（well or ill judged）を判定することではなく、バージ判決が取消されるべきか否かを判断することである⁽¹⁴⁵⁾」。ここで示された「上訴不可能性」（non-appealability）という判断がその後の国際判例に大きな影響を与えている⁽¹⁴⁶⁾。

第２に、スペイン王仲裁事件（ICJ判決1960年）では、上記のように判決理由の欠如と不十分性が争われたが、ICJは本件の審査手続について次のように述べている。「[スペイン王の] 仲裁判決は上訴に服さない。またICJは、仲裁判決の有効性に対するニカラグアの異議を考慮する際に、上訴裁判所（a Court of Appeal）として接することはできない。ICJは、仲裁判決の当否（right or wrong）⁽¹⁴⁷⁾について述べることを求められていない」。このように、ICJは仲裁判決の審査を無効確認と捉えた上で、これを上訴（＝当否審査）から区別している⁽¹⁴⁸⁾。

(145) The Orinoco Steamship Company Case, *R.I.A.A.*, vol. 11, p. 239.

(146) Timothy G. NELSON, “Annulment of International Arbitration Awards : The *Orinoco Steamship* Case Sails On”, *ASA Bulletin*, vol. 28 (2010), p. 210-211.

(147) *I.C.J. Reports* 1960, p. 214 ; Opinion dissidente de M. Urrutia Holguin, *ibid.*, p. 233.

第3に、仲裁判決事件（ICJ判決1991年）においてICJは、スペイン王仲裁事件判決を引用しつつ同様の立場をとった。すなわち、本件におけるICJの審査は、「仲裁廷の下した判決に関する不存在確認訴訟（une action en inexistence）及び無効確認訴訟（une action en nullité）であり、仲裁判決の上訴でも再審でもない」とした上で、「仲裁人の判断の当否（a bien ou mal jugé）を述べることは求められていない⁽¹⁴⁹⁾」という。以上のように、判例上、無効確認訴訟と上訴は厳密に区別されており、前者が原審判決の当否審査に踏み込むのに対して、後者は判決の無効原因の有無を特定することに限定される。その結果、仮に原判決において法解釈の「誤り」があったとしても、判決の無効は確認されず、当該解釈が拘束力を有する判決内容として存続する⁽¹⁵⁰⁾。

なお、無効確認と上訴が区別される根拠は次の点に見出される。第1に、仲裁判決の無効だけを争い、判決内容の当否（上訴）を争わないという訴訟当事国の意思である。スペイン王仲裁事件（1960年）において、ホンジュラスは次のように主張している。「両国のコンプロミの文言によれば、本件においてICJは、[仲裁判決の] 本案を再審理する役目 [=上訴機能] を与えられていない⁽¹⁵¹⁾」。仲裁判決事件（1991年）においても、両当事国はICJにおける手続が「上訴ではない」ことを何度も確認しており、この点で両国間に明確な合意がある⁽¹⁵³⁾。第

(148) なお、スペイン王仲裁判決（1906年）の根拠となったガメス・ボニラ条約（1894年）第7条では、「仲裁判決は締約国間において完全で拘束力を有する永遠の条約とみなされなければならない、上訴に服さない」と規定している。

I.C.J. Reports 1960, p. 201.

(149) *C.I.J. Recueil* 1991, p. 62, para. 25.

(150) Separate Opinion of Judge Shahabuddeen, *I.C.J. Reports* 1991, p. 107.

(151) Plaidoirie de M. Paul de Visscher (Honduras), *C.I.J. Mémoires, plaidoiries et documents* 1960, vol. II, p. 23.

(152) Mémoire du Gouvernement de la République de Guinée-Bissau, pp. 25-26, para. 60 ; Contre-mémoire du Gouvernement de la République du Sénégal, 31 octobre 1990, p. 19, para. 46 ; Gilles COTTEREAU, *supra* note (118), p. 762.

(153) *C.I.J. Recueil* 1991, p. 62, para. 24.

2に、フランス法の影響である。ICJの無効確認手続は裁量行為の合法性審査を行うフランス行政訴訟手続に類似しており、⁽¹⁵⁴⁾「破毀裁判所」の機能を果たしている。⁽¹⁵⁵⁾フランス法上の破毀手続では、理由欠陥（＝判決無効）が認められる場合であっても、前訴判決の判断内容の妥当性は問われない。すなわち、裁判制度上、理由欠陥は「書式の不備」（vice de forme）とみなされ、その認定は実体審査とは別個のサンクション（無効確認）を発動させる。⁽¹⁵⁶⁾

（2）判決理由の妥当性

以上のように、理由欠如および理由欠陥の審査（＝無効確認手続）と判決内容の当否の審査（＝上訴手続）は区別されており、無効確認訴訟において原審判決の「当否」を争うことは認められない。他方で、無効確認手続において判決理由の「妥当性」が問われる場合がある。例えば、仲裁判決事件（ICJ判決1991年）においてギニア＝ビサオは、仲裁判決の理由の「妥当性」（le bien fondé）、すなわち判決理由の当否を問題にした。⁽¹⁵⁷⁾

1点目に、単一線による完全な海洋境界画定が仲裁コンプロミの趣旨及び目的である以上、第1設問（1960年合意の有効性の有無）への回答の有無によらず、第2設問（海域境界画定線の決定）への回答が要請されると主張した。⁽¹⁵⁸⁾この点についてICJは、仲裁廷が管轄権決定権（仲裁付託合意4条2項）を有する点を確認した上で、コンプロミの締結過程に鑑み、コンプロミ（2条）では「第1設問への否定的回答の場合に」第2設問への回答が求められていること

(154) Jean-Pierre QUENEUDEC, *supra* note (127), p.432.

(155) Gilles COTTEREAU, *supra* note (118), p.761.

(156) Camille-Julia GUILLERMET, *supra* note (118), p.61.

(157) ギニア＝ビサオが争ったのは、仲裁判決の「妥当性」であり（*C.I.J.Recueil 1991*, p.66, para.39）、« le bien-fondé »（para.39）や « la valeur du raisonnement »（para.44）と表現されている（英文ではいずれも“validity”である）。なお、判決理由の欠如及び不十分性に関する議論は別に扱われており（*ibid.*, paras.42-43）、「妥当性」を巡る議論はこれとは区別されている。

(158) *C.I.J.Recueil 1991*, p.68, para.45.

から、第2設問へ回答を行わなかった点に関して仲裁廷は自己の管轄権を決定する権限に明白に違反していないと結論付けた。⁽¹⁵⁹⁾

2点目に、ギニア=ビサオによれば、第1設問への回答が部分的に否定されているため、第2設問への回答が要請されるという。この点についてICJは、「第1設問への回答が、両国の海洋区域すべてを画定することにはならず、紛争を完全に解決するものではない」ため、「部分的な境界画定」をもたらすに過ぎないことを認めつつも、それでもなお「第1設問に対する完全な肯定的回答である」とした。さらに、「第1設問への回答が否定的なものではない[1960年合意が有効である]ことから、第2設問へ回答する管轄権を有さないと判断した点において、仲裁廷は明白に管轄権を無視していない」と結論付けた。⁽¹⁶⁰⁾以上の判断から、次の点が明らかになる。

第1に、ICJは、判決の「妥当性」の審査それ自体を否定しておらず、無効確認訴訟の枠内において判決理由の当否審査が行われている。確かに、無効確認と上訴が区別される以上、ICJは仲裁判決の法的効力を認めるにあたって、コンプロミ解釈権の「明白な違反がない」と述べるに止まり、仲裁廷によるコンプロミ解釈が「正しかった」とは述べていない。⁽¹⁶¹⁾とはいえ、ICJの判断内容を詳細に見ると、ICJは仲裁コンプロミの起草過程にまで遡って当事国の締結意図を詳細に分析しており、審査手法の点でこれを上訴と区別するのは困難である。⁽¹⁶²⁾以上より、無効確認訴訟の形をとったとしても、判決理由の「妥当性」の審査が行われる可能性は排除されていないといえよう。

第2に、上記のように、手続的に理由の「妥当性」が上訴手続に類した形で審査される可能性があったとしても、実体的に判決欠陥を根拠とした判決無効が確認される可能性は極めて低い。例えば、仲裁判決事件では、理由欠陥と権

(159) C.I.J. Recueil 1991, p. 72, para. 56.

(160) C.I.J. Recueil 1991, p. 73, para. 60.

(161) Catharine A. HARTZENBUSCH, *supra* note (143), p. 554.

(162) 拙稿「国際裁判における権限踰越論（二・完）」法学論叢150巻5号（2002年）127頁。

限踰越が区別されることなく無効審査に付されており、「仲裁廷がコンプロミによって与えられた管轄権を明白に無視した（a manifestement méconnu）か否か」が審査基準とされている。⁽¹⁶³⁾ この明白性基準が採用される以上、理由欠陥に基づく判決無効が認められる可能性は低い。さらに、仲裁廷が管轄権決定権（コンプロミ解釈権）を有することの帰結として、仲裁判決は言渡しと同時にその有効性が推定されるため（有効性推定原則⁽¹⁶⁴⁾）、判決無効の主張を行う国に立証責任が課される⁽¹⁶⁵⁾。原審判決の有効性を争う場合、判決が有効であるという強い推定が働くため、理由欠陥に基づく判決無効が認められる可能性は低くなる。なお、有効性推定原則の適用により、原審判決の無効が確認されるまで、当該判決は有効なものとみなされる。例えば、仲裁判決事件において判決無効を主張したギニア=ビサオは、「仲裁判決は取消（annulation）が宣告されるまでは有効で適用可能であると推定されるであろう（serait presumé）⁽¹⁶⁷⁾」ことを認めている。

以上のように、国際裁判の判決に対して、理由欠如だけでなく理由欠陥や理由の妥当性の欠如を主張する例は見られるものの、実際に判決無効を導くのは極めて困難である（なお、ICSID仲裁手続における裁定取消手続や他の国際裁

(163) *C.I.J.Recueil 1991*, pp.68-69, paras.46-47.

(164) 有効性推定原則に関して、例えば、アビエイ事件判決（2009年）において常設仲裁裁判所は、原審委員会の「解釈権限」を根拠として、委員会の任務解釈には「実体的な正しさの推定が認められる」と判断している。In the Matter of an Arbitration before a Tribunal Constituted in Accordance with Article 5 of the Arbitration Agreement between the Government of Sudan and the Sudan People's Liberation Movement/Army on Delimiting Abyei Area and the Permanent Court of Arbitration Optional Rules for Arbitrating Disputes between Two Parties of which Only One is a State. Final Award of 22 July 2009, para. 167.

(165) A.BALASKO, *supra* note (19), p.201 ; Dissenting Opinion of Judge Weeramantry, *I.C.J.Reports 1991*, p. 152.

(166) Opinion dissidente de M. Thierry, *C.I.J Recueil 1991*, p. 180.

(167) Mémoire du Gouvernement de la République de Guinée-Bissau, mai 1990, p.26, para. 60.

判の判断例については別途検討を要する⁽¹⁶⁸⁾。すなわち、国際裁判では、判決理由はその有無だけではなく（理由欠如論）、程度を問題とすることも可能ではあるが（理由欠陥論）、形式的にでも一応の判決理由が附記されていれば、その内容を問い直すことはできず、判決の法的効力も否定し得ない。

おわりに

本稿の検討結果を確認した上で、主文権威説と理由権威説の相克関係に関して判決理由附記義務が有する意味を明らかにしよう。

（１）主文権威説の相対化

第1に、国際裁判における判決理由の附記は、裁判官の恣意的判断を排除して判断の客観性を担保するために要請されており、この点で判決理由附記は司法的決定の「本質」と解される。さらに、判決理由は訴訟当事者に対して判決内容を「正当化」し、「説得」する要素を含む（I.）。以上の点から、国際裁判における理由附記義務の確立は、国際裁判が権威的裁判から司法的裁判へと質的に転換したことを意味する。また、この質的転換は、判決主文（＝既判力）に依拠した紛争解決という裁判観念（垂直的裁判観念）から、判決理由（＝説得力）に依拠した紛争解決という裁判観念（水平的裁判観念）への転換をも意味する。

さらに、裁判の機能は、紛争解決に限られる訳ではなく、法の解釈・適用を通じて判例を形成し、法の明確化と予見可能性の向上を図る機能も認められる。この機能を担うのは、判決主文ではなく判決理由である⁽¹⁶⁹⁾。実際に、学説や判決

(168) 近年の例として、拙稿「アビエイ事件（常設仲裁裁判所裁定 2009年7月22日）」神戸法学年報26号（2011年）139-168頁を参照。

(169) Léon AUDRY, *supra* note (32), p.61 ; Alexander P.FACHIRI, *The Permanent Court of International Justice. Its Constitution, Procedure and Work* (1925), p.114 ; Andreas ZIMMERMANN, *supra* note (6), p.1189 (Article 56 by Lori F.Damrosch).

で引用・参照されるのは、判決主文ではなく判決理由であり、判決理由が判例形成に寄与している⁽¹⁷¹⁾。従って、個別事件に注目した紛争解決機能ではなく、長期的な判例形成に注目した法解釈適用機能の観点から見れば、判決主文よりも判決理由の方が重視される⁽¹⁷²⁾。

第2に、判決理由の欠如は、判決の司法的性質を棄損するため、判決の無効原因と解される。すなわち、判決理由を欠く判決は法的効力（既判力）を有さない（II.）。判決主文のみで構成される判決が存在し得ない以上、主文のみで判決が構成され得るという極端な主文権威説（＝理由不要説）は実定法上の根拠を有さない。

以上のように、近代国際裁判では理由権威説が妥当するが、他方で、このことは主文権威説が排除されることを意味しない。主文権威説を基礎付ける既判力原則が実定法上の原則として存続しているからである。ただし、実定法上、主文権威説（垂直的裁判観念）が妥当することは否定し得ないものの、理由権威説（水平的裁判観念）の妥当する余地も同じく実定法上確保されている⁽¹⁷³⁾。この点は以下のように解することができる。すなわち、一方で、国際裁判が紛争解決の手段である限り、判決に対する不服を法的に遮断し、判決の法的効力（既判力）に依拠した紛争「解決」の終局性が求められる（主文権威説）。他方で、国際裁判に求められているのは紛争の単なる解決ではなく、法に基づいた解決であり、裁判所には「決定」だけでなく、「正当化」や「説

(170) Edward HAMBRO, *supra* note (13), p.214.

(171) Etienne GRISEL, *supra* note (9), p.148.

(172) Edward HAMBRO, *supra* note (13), p.227.

(173) 水平的裁判観念に依拠した訴訟手続は多く見られるが（対審構造、当事者主義、弁論主義など）、いずれも判決効に影響を与えない限り、垂直的裁判観念に対する対抗概念又は抑制概念とはなり得ない。仮に特定の訴訟手続違反があったとしても、判決効（既判力）が残る限り、強制命令的な紛争解決の構造は維持されるからである。そのため、実定法上の根拠をもって垂直的裁判観念に対抗するためには、「軽微な」手続違反ではなく、「基本的手続規則の重大な違反」に該当することを明らかにする必要がある。

得」が求められる。この点で、Sauvelは次のように述べる。「我々が裁判官に求めるものは、単に紛争を終結させることだけではなく、我々に説明し、理解をもたらすことである。我々は単に判示されるのではなく、できれば説得されたいのである⁽¹⁷⁴⁾」。

（２）主文権威説の残存

上記の点とは逆に、本稿における検討から、主文権威説の抑制が限界を有することも明らかになった。そもそも、国際裁判では理由附記が義務付けられるものの、如何なる程度・形態の判決理由が求められるのかは明らかではない。例えば、無内容の判決理由であっても、「理由が付されている以上、判決効には影響しない」という主張（主文権威説）が認められる余地が残る。この点について、理由欠陥（判決理由の不明瞭性や不十分性）や理由の妥当性の欠如を根拠とした判決無効が後訴審査に付される可能性は残されているものの、判例上、判決理由の簡潔性は理由欠陥と認められず、また、無効確認訴訟では判決理由中の法解釈の「正否」は問い直し得ない。すなわち、「簡潔」な判決理由や「間違った」判決理由であっても、判決主文の法的効力（既判力）には影響を及ぼさない（II.）。以上のように、判決理由中の「不正」を残しつつも、判決効が存続する以上、主文権威説が広く妥当することを認めざるを得ない。さらに、本稿で見たように、仲裁判決（の理由欠如等）については、ICJによる無効確認が可能であるが、そもそもICJの判決についての無効確認は困難であり⁽¹⁷⁵⁾、この場合も主文権威説が妥当することになる。

(174) Tony SAUVEL, *supra* note (90), pp.51-52.

(175) Gilles COTTEREAU, *supra* note (118), p.763.